

議案第78号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号を次のように改める。

(16) 削除

第2条第287号中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

租税特別措置法施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。